

【カンタン解説シリーズ】
「平成17年度税制改正」

平成17年度の税制改正が発表されましたね。

今年は、正直言って、小粒です。ビックリするような改正ありません。

ウワサされていた、ゴルフ会員権の売却損が、他の所得から差し引けなくなる、という改正ありませんでした。これについては当面なさそうです。財務省の検討事項にも上がっていないようです。

今年は、定率減税とか、環境税にずい分議論の時間を費やしたようですね。いずれも増税項目です。でも、結果的には、景気動向をにらんで増税は最小限に行なわれたという感じですよ。

その背景になったこと、すなわち今回の改正の最も根本にあるのは、消費税の税率アップです。消費税の税率アップは、小泉首相が自分の在任期間は上げないと、言い切っています。小泉さんは一度言ったらやるでしょうから、在任期間中の税率アップはなさそうです。そうすると、在任期間が終わった後の、**平成19年4月から消費税の税率アップがなされることは、ほぼ確定です。**（先日、政府税調の委員のセミナーでも聞いてきました。）

この消費税率アップをにらんだ布石が今回の改正から入ってきている、という状況ではないでしょうか。

その最たるものが定率減税。この定率減税を、消費税の税率アップをする前にどうしても廃止したおかないといけない。なぜならば、定率減税はかなりの金額的インパクトがあるため、消費税という大きなものが入ってしまったら、とても廃止することは世論が許さなくなるでしょう。そのために、あと2年間の内になくす、という方向のようです。その他にも、消費税をにらんで、法人税や地方税の税率や税源移譲なども行なわれています。

ちなみに消費税率は、10%までいくことはないのではないのでしょうか。というのも今回の定率現在が、実際には平成18年から行なわれること、平成19年は、消費税とダブってしまうため、10%はインパクトが強すぎだと思います。7%~8%で調整されるのではないのでしょうか？

それと、今年から消費税は総額表示で、税込みになりましたら、消費税のアップはそのまま価格のアップになります。総額表示をしているところは、その点も考えておかないといけないですね。どんな問題が起こるのか、消費者離れを起こさないようにするためには、というようなことを準備しておく必要があるのか、などです。

1. 定率減税の引き下げ（所得税は平成18年1月徴収分から、住民税は平成18年6月徴収分から）

（1）定率減税とは

定率減税は、平成 11 年度の税制改正において、

- ①景気対策のため
- ②個人所得課税の抜本的見直しまでの間の特例措置として導入されたものです。

どういう制度だったかというと、

＜所得税＞ 税額の 20%相当額を減税 最高 25 万円まで

＜住民税＞ 税額の 15%相当額を減税 最高 4 万円まで

が減税されていました。

最高 29 万円の減税が毎年あったわけですね。

今回、この額が半分に引き下げられます。

（2）今回の改正の内容

平成 18 年より、次のようになります。

＜所得税＞ 税額の 10%相当額を減税 最高 12.5 万円まで

＜住民税＞ 税額の 7.5%相当額を減税 最高 2 万円まで

ちょうど、現在（上）の半分になります。

残りの半分については、景気の動向等を見て判断するとのこと。

今回決まった平成 18 年 1 月からの引き下げも、景気の動向によっては、取りやめることもある、との文言も入る気の使いようです。

実務的には、平成 18 年 1 月からの「源泉徴収税額表」が変わることになります。もちろん、給与計算ソフトの改定も必要です。

2. ローン控除の対象となる中古住宅の築後要件の緩和 (平成17年4月1日取得・居住分から)

(1) 今までの中古住宅

住宅を取得した場合の、「ローン控除」(ローン残高に一定割合をかけた額が税額から控除できる制度)の、対象になる中古住宅の築年数要件は次のとおりになっていました。

- 耐火建築物 : 築後25年まで
- それ以外(木造) : 築後20年まで

(2) 改正内容

上記の築後年数要件は、基本的に変わりませんが、一定の耐震基準を満たした住宅は、築年数にかかわらず、ローン控除の対象になります。

これは、新潟中越地震の影響が大きいようです。地震が起こるとインフラ整備費用はバカになりません。ローン控除の還付金が増えたとしても、耐震基準を満たした住宅を増やした方が、社会的費用の負担は少なくなるという判断のようです。

いわゆる住宅版の<マル適マーク>ができた、ということです。今後の中古住宅は、この「マル適マーク」がないと流通しづらくなりそうですね。

また、この「マル適マーク」つき住宅の要件は、次の規定にも適用されます。

- 相続時精算課税の住宅取得資金の対象になる既存住宅の要件
- 住宅用家屋の所有権の移転登記の登録免許税の軽減要件
- 住宅取得資金の貸付に係る抵当権設定の登録免許税の軽減要件
- 住宅用家屋の所有権の保存登記の登録免許税の軽減要件

3. タンス株の特定口座預け入れ (平成17年4月1日から平成21年5月31日まで)

タンス株については、平成16年12月末までが受け入れ期限になっていました。ただ、まだ相当のタンス株が眠っている状態のようで、再び4月から受け入れができるように税法が改正されました。

ただし、受け入れ価格については、変わってきています。

12月までは、次のいずれかの価格で特定口座に受け入れることができました。

- ①実際の取得価格
- ②実際の取得した日の終値
- ③平成13年10月1日の終値の80%相当額（みなし取得価格）
→この③のみなし取得価格が、非常に有利な措置でした。

平成17年の4月からは、上記②③が廃止され、実際の取得価格でないと、受け入れられない、というような改正になっています。

また、この規定の適用が平成21年5月31日までとなっているのは、株券のペーパーレス化が、21年6月から始まるから、それに合わせてということです。株券のペーパーレス化は、それが施行されると株券が無価値になってしまう、紙切れ化するということです。（物理的にということでは必ずしも権利がなくなるということではありません。） この点はまだ、私もよくは調べておりませんので、悪しからず。

無価値になってはたまりませんので、その前にタンス株がある方、是非、証券会社に預ける必要がありますね。

4. 外国子会社合算課税(タックスヘイブン対策税制)の見直し

これは、あまりなじみがない会社が多いかも知れませんが、簡単に解説します。

(1) この制度の概要

実効税率25%以下の国（例えば、シンガポールは20%）にある子会社の留保所得については、税負担の不当な回避行為を防止するため、日本の親会社の所得と合算して課税する、という制度です。

(2) 改正内容

①配当の損金算入期間延長（5年⇒10年）

外国の子会社から、親会社に配当があった場合は、合算課税との二重課税を避けるため、配当の額を損金に算入できるようになっています。今までは、合算課税から5年以内の配当に限っていましたが、これが10年に延長になりました。

②欠損金の繰越期間の延長（5年⇒7年）

外国子会社の欠損金の繰越期間が、国内同様、5年から7年になりました。

③直接人件費の10%控除 創設

合算する留保所得から、直接人件費の10%を控除できることになりました。

5. 非居住者(日本に住所がない者等)、外国法人への課税強化

昨今、外国法人による不動産の投資—不動産保有会社の株式の譲渡などが非常に多くなってきており、それに課税しようというものです。特にゴルフ場などは、外国法人が投資しているものが半数以上となっており、それを狙い撃ちする改正のようです。

＜改正の内容＞ 非居住者18年分より 外国法人17年4月開始年度より

・今まで、外国法人による土地の譲渡については課税されていましたが、株式の譲渡は課税されていませんでした。

今回、不動産が総資産の50%以上である会社の株式、信託財産の50%以上が不動産である特定信託の受益権、これらの譲渡による所得が課税されることになりました。

6. 人材投資(教育訓練)促進税制の創設 (平成17年4月1日以後開始事業年度より)

教育研修にかかる費用について減税しよう、というのは初めての制度です。

日本の教育研修費は、売上の1%程度と言われており、欧米の2%~3%に比べるとかなり差があり、その格差を埋めていこうという趣旨です。

＜制度の内容＞

① 対象 : 青色申告法人

② 期間 : 平成17年4月1日以降開始事業年度から、3年間の時限措置

③ 減税額の計算方法 :

その期の教育訓練費が、直前2期間の教育訓練費の平均額を超える場合に、その超える金額の25%を法人税から控除する。ただし、法人税の10%を限度とする。

④ 中小企業者(資本金1億円以下)の特例 :

中小企業の場合は、増えた額の25%ではなく、教育訓練費の全体に次の率を掛けて計算することができる。ただし、法人税の10%を限度とする。

- ・ 教育訓練費の増加率が 40% 以上の場合 ⇒ 20%
- ・ 同 40% 未満の場合 ⇒ 増加率 × 0.5

⑤ 教育訓練費とは？

詳しくはまだわかりませんが、「外部に対して支払う教育訓練費」ということです。
したがって、内部で行なう教育訓練は対象にならない、ということになります。

● 研修子会社などを作って、研修業務をそこに委託する、というのも 1 つの手ではないでしょうか。

7. NPO 税制等

税制上、寄付金控除の対象になる NPO（認定 NPO 法人）の認定要件が、緩和されます。認定 NPO の要件は、非常にハードルが高いため、少しでも下げていこうという措置です。

<改正の内容>

(1) 認定要件の緩和

- ① 総収入金額のうちに、寄付金の占める割合が 1/5 以上であること
⇒ 直前 2 期の平均により算定する。各年度 1/10 以上必要。
- ② 会員の共益的活動は 50% 未満であること。
 - ・ 会員の範囲から顧客は除く
 - ・ 一部の事業は、共益事業から除く、直前 2 期の平均により算定するなど。他

(2) 寄付金控除の控除対象限度額引き上げ

寄付金控除の控除対象限度額を、総所得金額の 25% から、30% に引き上げる。

8. 地方税制

(1) 法人事業税の分割基準（平成 17 年 4 月 1 日以後開始事業年度より）

複数の都道府県に事業所を持っている会社は、事業税を一定の基準（主として人数）により、各都道府県に分割して納めています。ただ現在の分割基準だと、どうしても東京都に税収が集中してしまうため、その仕組みを変えようという趣旨です。

- ① 非製造業については、課税標準の 1/2 を事業所数により、1/2 を従業者数により、各都道府県に分割する。
- ② 本社管理部門の従業者数を 1/2 に割り落とす措置は廃止する。

(2) 老年者の非課税措置廃止（平成 18 年度以後の個人住民税より）

- 年齢 65 歳以上の者のうち、前年の合計所得金額が 125 万円以下の者に対しては、住民税が非課税でしたが、これを廃止する、というものです。
- なお、18 年は 2/3 を減額し、19 年は 1/3 を減額するという経過措置あり。

9. その他

(1) 民法組合、匿名組合の損失について

①個人の不動産所得（平成 18 年分以後の所得税、19 年分以後の住民税より）

- 民法組合等にかかる不動産所得の損失は、なかったものとされることになりました。今、国と訴訟が行なわれている航空機のリースなどが、損益通算できないこととなります。名古屋の裁判では納税者が勝訴しているのですが、法律から変えるようです...

②法人の扱い（平成 17 年 4 月 1 日以後締結される組合契約について）

- ・ 組合債務の責任限度が、組合資産の額とされている場合は、損金にできるのは出資金額までとなりました。
- ・ 収益を保証する契約の場合は、全額が損金に算入できないことになりました。

(2) 国民年金の社会保険料控除

支払いをしたことを証する書類を、確定申告あるいは年末調整の際に、提出しなければならなくなりました。（支払していないのに、控除している人が多いため）

(3) フリーターへ等の課税強化

給与の支払いを受けているものが退職した場合は、翌年の 1 月 31 日までに、市区町村に「給与支払報告書」を提出しなければいけないことになりました。ただし、30 万円以下である者については、提出不要です。

平成 18 年度に向けては、地方への税源移譲が本格的に討議されます。基本的には 3 兆円規模の移譲が行なわれる予定です。また、個人住民税は、現在 5%、10%、13% の 3 段階の税率になっていますが、これが 10% のフラットになってきます。所得が多い人は税額が減り、少ない人は増えることとなります。これであると税収が減りますので、その分、所得税の最高税率が 37% から 40% になるなどの改正が行なわれる予定です。いずれにしても 18 年から 19 年が抜本改正になってきます。